

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	60 件
国民年金関係	36 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 12 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月から 51 年 9 月まで

私は、施設に勤務している時に、施設に来た区役所の職員から、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付することができるという聞いて、国民年金に加入して、遡って保険料を全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区の職員から 20 歳まで遡って未納の国民年金保険料を納付することができると聞き、国民年金の加入手続をしたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は第 3 回特例納付実施期間初期の昭和 53 年 9 月頃に払い出され、当該払出時点で、20 歳から強制加入被保険者とされ、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付することが可能であったほか、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、62 年度以降は保険料を全て前納している。

また、申立人は、住み込みで働いていた施設の施設長夫妻が国民年金加入時に保険料を遡ってまとめて納付したことを聞いた記憶があると説明しており、当該施設の施設長及びその妻は昭和 49 年 3 月に手帳記号番号が夫婦連番で払い出され、院長は再開 5 年年金の保険料を完納し、その妻も 36 年 4 月から 46 年 12 月までの期間の保険料を第 2 回特例納付により納付し、その後の 60 歳に到達するまでの期間の保険料を完納していることが確認できること、申立人は、当時、食費等は当該施設で負担してくれており、未納保険料をまとめて納付することができる蓄えがあったと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月
② 平成10年1月
③ 平成18年8月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職するたびに国民年金への切替手続をしていた。国民年金保険料については、支払える時に1か月分ごとの納付書を送付してもらい郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間直前の平成9年7月及び同年8月の国民年金保険料は同年8月に現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では当該期間の保険料は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料を現年度納付したのか過年度納付したのか^{おぼ}憶えておらず、納付時期に関する記憶も曖昧であるほか、当該期間直後の平成10年2月及び同年3月の保険料は12年3月6日に納付書が発行され同年同月21日に納付していることが申立人が所持する領収証書で確認でき、この納付書の発行及び保険料の納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は当該期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であり、当該期間の保険料をほかの期間と併せて納付したか当該期間のみを納付したかについても、「その時によって違うので分からない。」と説明しているなど、

申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間③については、申立人は当該期間を除く平成16年度から20年度までの国民年金の加入期間の保険料を全て過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当委員会が申立人に係る18年から20年までの確定申告書を税務署から収集、確認したところ、18年の確定申告書の「社会保険料控除」欄には「国民年金」として「53,760円」が記載されており、この金額は当該年に過年度の保険料を納付した保険料額と一致している。19年の確定申告書の同欄には「国民年金基金」として「135,800円」が記載され、この申告書には17年5月から同年10月までの期間及び同年12月から18年3月までの期間を過年度納付した領収証書が添付されており、20年の確定申告書の同欄には「国民年金」として「167,520円」が記載され、18年9月から19年8月までの期間を過年度納付した領収証書が添付されており、これらの領収証書の納付期間、納付日付及び保険料額は、申立期間③を除く17年5月から19年8月までの国民年金加入期間の保険料を過年度納付しているオンライン記録と一致していることから、上記の領収証書からは当該期間の保険料を納付したことを確認することはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

私の夫は、婚姻後に私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納付してくれていた。夫の申立期間の保険料は納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き昭和 53 年 4 月以降の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間前後の期間の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録で確認できる。

また、婚姻後に夫婦の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め 20 歳から 60 歳に至るまでの保険料を完納しているほか、夫婦の保険料の収納日が確認できる昭和 59 年 4 月以降の夫婦の収納日はおおむね同一であることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年3月まで

私は、結婚のため厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行い、再就職するまでの国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年8月の時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の同年4月から同年9月までの保険料は同年同月9日に現年度納付されていることが申立人の所持する領収証書で確認でき、この納付時点でも申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から52年6月までの期間及び54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から52年6月まで
② 昭和54年10月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた会社で給料から天引きされ、元雇用主が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が20歳時の申立期間①当初の昭和49年1月頃に払い出されているほか、申立期間の保険料を納付していたとする元雇用主、その妻及び同僚は、申立期間の保険料をおおむね納付している。

また、申立人が所持する給料支払明細書の一部から、申立期間①当時の昭和50年1月、51年1月及び52年1月の給料から、それぞれ当時の保険料の3か月分に相当する金額が天引きされていることが確認できること、申立期間②当時の54年8月、同年11月、55年2月及び同年8月の給料から、それぞれ54年度の保険料の3か月分に相当する金額が徴収されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年3月まで
② 平成7年4月から8年3月まで
③ 平成11年4月から14年3月まで

私は、20歳になった平成4年*月頃、区から国民年金の案内の書類が送られてきたが、当時は学生で収入が無いため区に国民年金保険料の免除申請書を送付した。卒業後も施設の研修生で無給であったため、14年4月に別の施設に勤務するまでの間は毎年保険料の全額免除の申請書を送付していた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、平成5年4月から当該期間直前の7年3月までの期間及び当該期間直後の8年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料を全額免除されていることがオンライン記録で確認でき、当該期間当時は前後の期間と同様に学生で生活状況に大きな変化は無かったものと考えられ、当該期間のみ保険料の免除申請をしない理由は特に考えられないこと、申立人が当時居住していた区では、前年度に免除申請を行った者には次年度の免除申請の案内を送付していたと思われると説明しており、申立人も、区から送付されてきた書類により全額免除の申請書を送付していたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は、当該期間の免除申請手続を区から送付された書類で行ったと説明しているが、平成5年3月に実家所在地の市から当該区に転居していることが戸籍の附票で確認でき、当該区では当該期間の保険料の免除申請をすることができないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年

7月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料の免除申請をすることができないことなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人は前年度と同様に毎年保険料免除申請を行っていたと説明しているが、申立人が当該期間の保険料の免除申請を行った記録は確認できないほか、平成15年6月12日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、その作成時点からみて、当該納付書は当該期間のうち13年5月以降の保険料に係るものであると考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

私は、姉夫婦に勧められたので国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人は昭和39年度以降は当該期間を除き60歳に至るまでの国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間前の36年6月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間直前の6か月分及び直後の24か月分の保険料は現年度納付されていることが被保険者台帳で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 16 日から 6 年 1 月 30 日まで

A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と相違している。実際の収入は、20 万円から 23 万円ぐらいであり、保険料も控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における標準報酬月額は、当初、平成 4 年 7 月から 5 年 12 月までは 24 万円と記録されていたところ、6 年 1 月 18 日付けで、遡って 8 万円に減額訂正されている上、申立人のほかに代表取締役及び従業員 26 名の標準報酬月額が同年 1 月 18 日付け及び同年 1 月 19 日付けで遡って減額訂正されており、そのうちの 10 名は、資格喪失日より後に減額訂正されていることが確認できる。

また、A 社の従業員は、標準報酬月額の減額訂正に係る届出について、「同社は保険料を滞納しており、事業主、2 名の取締役及び税理士の資格を有する経理部長が組織的に関与していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成19年12月1日とされ、同日から21年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を19年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年12月から20年8月までは13万4,000円、同年9月から同年12月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から21年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。B社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社の「社員別台帳（給料）」及び「勤務管理表」、B社の「給与明細照会」及び「就業週報・月報」並びに雇用保険の記録により、申立人はA社に平成19年12月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「社員別台帳（給料）」及び「給与明細照会」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年12月から20年8月までは13万4,000円、同年9月から同年12月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年1月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成8年3月から同年10月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月16日から同年2月1日まで
② 平成8年2月1日から同年11月1日まで
③ 平成12年1月1日から同年3月1日まで
④ 平成12年10月15日から同年11月1日まで
⑤ 平成15年3月28日から同年4月1日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、同社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

さらに、B社に勤務した申立期間③及び④並びにC社に勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 同僚の回答及び申立人から提出された平成8年2月分の給与明細票により、申立人

の申立期間①の勤務が確認できる。

また、申立人から提出された平成8年2月分の給与明細票（給与計算期間：平成8年1月16日から同年2月15日まで）において厚生年金保険料は控除されていないが、同年3月分の給与明細票において、3万1,900円の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人のA社における資格取得時の標準報酬月額が20万円と届け出られているところ、当該標準報酬月額に基づく保険料控除額（1万6,500円）の約2倍に当たる厚生年金保険料が控除されていることから、同社は平成8年3月分の給与から同年1月及び同年2月の合計2か月分の保険料控除を意図したものであることがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成8年3月分の給与明細票において確認できる保険料控除額から判断して、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず確認できないが、雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同一の資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成8年2月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成8年3月から同年9月までの期間については、同年4月分から同年10月分までの給与明細票において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。また、同年10月については、同年11月分の給与明細票の提出は無いものの、A社発行の同年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細票から、同年3月から同年9月までの当該標準報酬月額に基づく保険料と同額の保険料が控除されていたと推認できることから、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の見合を社会保険事務所に對して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成8年2月の標準報酬月額については、給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）はオンライン記録の標準報酬月額と一致していると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間③について、申立人のB社における雇用保険の加入期間は、平成11年12月29日から12年10月31日までと記録され、申立期間③の勤務が確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は平成12年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人から提出された平成12年1月分（給与計算期間：平成11年12月16日から12年1月15日まで）から同年3月分（給与計算期間：平成12年2月16日から同年3月15日まで）までの給料明細書によると、当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④について、申立人のB社における雇用保険の加入期間は、平成11年12月29日から12年10月31日までと記録され、申立期間④の勤務が確認できる。

しかし、申立人が提出した給料明細書から保険料は翌月控除であることが確認できるところ、申立人は、平成12年11月給与（給与計算期間：平成12年10月16日から同年10月31日まで）は支給されなかったと述べており、また、申立人から提出された預金通帳において同年11月における給与振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑤について、申立人のC社における雇用保険の加入期間は、平成13年5月1日から15年3月31日までと記録され、申立期間⑤の勤務が確認できる。

しかし、申立人から提出された平成13年5月分（同年6月支払）の給料明細書において厚生年金保険料の控除が確認できることから、C社の給与からの保険料控除は翌月控除であったことが確認できるところ、申立人から提出された15年3月分（同年4月支払）の給与明細書において保険料控除は確認できない。

また、申立人から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、C社は、申立人の資格喪失日を平成15年3月28日として申立人の健康保険証を添付して届け、社会保険事務所は、同日付けで健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を受理したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月10日、資格喪失日に係る記録を49年6月21日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月10日から49年6月21日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された一部期間の給料明細書及び健康保険組合作成の文書（資格喪失後受診による医療費の返還請求）並びにA社から提出された「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額及び上記決定通知書から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月から49年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申

立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、昭和63年10月から平成元年1月までを26万円、同年2月から同年6月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成元年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和63年10月から平成元年1月までは26万円、同年2月から同年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が見当たらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年8月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和47年10月から48年2月までを6万円、同年3月から同年5月までを7万6,000円、同年9月から同年11月までを8万6,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和49年6月から同年8月までを10万4,000円、同年9月から50年2月までを11万円、同年3月から同年5月までを12万6,000円、同年9月から51年3月までを14万2,000円、同年4月から同年7月までを16万円、同年10月から52年3月までを17万円、同年4月から同年6月までを20万円、53年4月から同年9月までを22万円、56年4月から同年9月までを26万円、57年5月から同年9月までを28万円、同年11月から58年6月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月7日から同年9月1日まで
② 昭和47年9月1日から49年2月1日まで
③ 昭和49年5月1日から58年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②及び③の標準報酬月額が、給料支払明細書又は給料支給明細票の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人より提出のあった給料支払明細書により、申立人はA社に昭和47年8月7日から勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業所は既に閉鎖しており、当時の資料は無いものの、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和47年10月から48年5月まで、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、47年10月から48年2月までは6万円、同年3月から同年5月までは7万6,000円、同年9月及び同年10月は8万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和48年11月の標準報酬月額については、給料支払明細書は無いが、前後の期間における給料支払明細書で確認できる保険料控除額は同額であり、当該期間においても同額の保険料が控除されていたと認められることから、8万6,000円とすることが妥当である。

- 3 さらに、申立期間③のうち、昭和49年6月から50年5月まで、同年9月、同年10月、同年12月から51年7月まで、同年10月から52年6月まで、53年4月から同年9月まで、56年4月から同年9月まで、57年5月から同年9月まで及び同年11月から58年6月までの標準報酬月額については、給料支払明細書又は給料支払明細票において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、49年6月から同年8月までは10万4,000円、同年9月から50年2月までは11万円、同年3月から同年5月までは12万6,000円、同年9月、同年10月及び同年12月から51年3月までは14万2,000円、同年4月から同年7月までは16万円、同年10月から52年3月までは17万円、同年4月から同年6月までは20万円、53年4月から同年9月までは22万円、

56年4月から同年9月までは26万円、57年5月から同年9月までは28万円、同年11月から58年6月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、昭和50年11月の標準報酬月額については、給料支払明細書は無いが、前後の期間における給料支払明細書で確認できる保険料控除額は同額であり、当該期間においても同額の保険料が控除されていたと認められることから、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業所は既に閉鎖しており、当時の資料は無いものの、保険料を納付したとしているが、上記給料支払明細書又は給料支払明細票において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書又は給料支払明細票において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 一方、申立期間②のうち、昭和47年9月、48年6月から同年8月まで及び同年12月については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和49年1月については、申立人は給料支払明細書等の資料を保有しておらず保険料控除額について確認できない。

さらに、申立期間③のうち、昭和49年5月、50年6月から同年8月まで、51年8月、同年9月、52年7月から53年3月まで、同年10月から56年3月まで、同年10月から57年4月まで及び同年10月について、給料支払明細書又は給料支給明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月31日から51年1月1日まで
昭和49年4月1日にC社（現在は、D社）に入社し、同日から関連子会社であるA社に勤務していたが、51年1月1日付けの人事異動で同じく関連子会社であるE社に勤務することとなった。しかし、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社から提出された申立人の「社員個人情報（異動履歴）」から判断すると、申立人は昭和49年からC社に継続して勤務し（昭和51年1月1日にC社の関連子会社であるA社から同じく関連子会社であるE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社は、同社が保有するA社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書について、本来、申立人に係る資格喪失日を昭和51年1月1日とすべきところ、誤って50年12月31日と記入し、また、同年12月の厚生年金保険料について、申立人の給与から控除していたのは間違いないとしている。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記のとおり、申立人の資格喪失日を誤って昭和50年12月31日として届け

出たことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 59 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 62 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違していた。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 本事案は、A社が、海外勤務中の申立人の標準報酬月額について、平成 19 年 9 月以降も 62 万円と届け出るべきところ誤って 59 万円としたことが明らかになったとして、定時決定の訂正を 22 年 4 月に年金事務所へ届け出たものの、時効成立前の期間である 20 年 3 月以降の期間については 62 万円に訂正処理が行われたが、申立期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額が訂正前の 59 万円のままとされていることから、申立人が記録の訂正を求めたものである。

2 申立人に係る厚生年金保険料について、A社は、申立人は、平成 9 年 3 月に海外の関連会社に出向しており、申立人に係る厚生年金保険料については、賃金の元帳に基

づき算出し、全額会社が負担していた旨供述しており、申立人も同様の供述をしている。

しかし、B省C局が、全額事業主が負担している厚生年金保険料の50%は被保険者の「報酬」に当たるとしている上、上記厚生年金保険料の50%について、事業主が負担していた場合であっても、事業主が被保険者及び自己の保険料を納付していることに変わりはないため、被保険者の負担する保険料となる旨回答していることから判断すると、事業主は、当該報酬を厚生年金保険料として社会保険事務所（当時）に納付したものと認められる。

3 次に、申立期間における申立人の標準報酬月額が59万円とされているため、A社は、当時、社会保険事務所に対し、標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料を納付したと考えられるところ、同社が年金事務所に定時決定の訂正の届出を行い、かつ、これを受けて時効成立前の期間については、59万円から62万円に訂正され、厚生年金保険料を納付していることから、同社は、申立期間についても標準報酬月額62万円に基づく厚生年金保険料を控除していたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年9月1日までの期間について、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は22年9月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年10月から22年8月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から22年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出のあった「在籍証明書」(A社が作成)並びにA社が保管する申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に昭和18年10月1日から61年5月14日までの期間、継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記人事記録に記載されている申立人の住所及びA社の担当者の供述により、申立人は、申立期間当時、同社本店において在籍していたことが推認される。

2 申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年9月1日までの期間について、上記1により、申立人はA社本店に在籍していたものと推認される。当該期間の同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社従業員の被保険者記録の記載が大きく欠損している箇所が複数あり、当該期間の全てにわたって申立人の氏名が記載されていたか否かを確認することが困難である。また、日本年金機構B事務センターによると、当該名簿の破損理由について詳細は不明であるが、当該名簿の保存状態が悪く、劣化したものと思われる旨回答していることから、社会保険事務所(当時)における同社本店に係る年金記録管理が十分に行われていなかったものと認

められる。

さらに、上記名簿には、資格取得日のみ記載され資格喪失日の記載が無い記録、資格喪失日の記載部分が欠損している記録等、未統合の被保険者記録が確認できるところ、申立人自身も昭和 23 年 10 月 1 日から 24 年 7 月 1 日までの期間の A 社本店における被保険者記録が、未統合で存在していた事実がある（現在は記録統合済み）。

これらのことを総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の管理は適切であったとは言えず、申立人の A 社本店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 22 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 19 年 10 月から 22 年 8 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 18 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和 18 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間について、A 社及び日本年金機構 B 事務センターの回答並びに適用事業所検索システムにより、同社本店が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 6 月 1 日であることが確認できる上、同社の担当者は、申立人は 21 年 4 月 1 日に技術社員に任用されていることから、それまでは事務職として採用されていたと考えられる旨回答しており、当該期間について労働者年金保険法の対象者であった事情はうかがえない。

また、厚生年金保険法の規定により、昭和 19 年 6 月 1 日以降は適用準備期間であり、同年 10 月 1 日から保険料の徴収が開始されていることから、当該期間は労働者年金保険の被保険者期間として算入されない期間となり保険料控除は考え難い。

このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月30日から同年12月1日まで

A社で役員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったと思うが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事カードにおける社内経歴から判断すると、申立人は申立期間にA社の営業担当役員として継続して勤務し（同社C支社から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、上記人事カードに異動日の記載が無く不明であるが、B社及び当時の申立人の部下の供述から判断して、昭和51年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和51年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、資格喪失日を昭和51年11月30日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成3年8月1日から4年6月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年8月及び同年9月は34万円、同年10月から4年5月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成4年6月30日から5年9月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、4年6月から同年9月までは32万円、同年10月から5年8月までは10万4,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（平成6年3月25日）及び資格取得日（平成6年6月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から5年9月1日まで
② 平成6年3月25日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が途切れ、標準報酬月額が低くなっていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。また、B社で勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に同社で勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成3年8月から4年5月までの期間について、オンライン記録

によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3年8月及び同年9月は34万円、同年10月から4年2月までは32万円と記録されていたところ、同年3月7日付けで、3年10月の定時決定が取り消され、同年8月に遡って10万4,000円に減額訂正され、申立人の資格喪失日である4年6月30日まで継続していることが確認できる。

また、A社において、申立人と同様に平成4年3月7日付けで、3年10月の定時決定が取り消され、同年8月に遡って標準報酬月額が減額訂正されている者が、申立人のほかに13人確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間①及び上記訂正処理日において取締役であったことは確認できず、また、上記13人のうち、申立人を覚えている3人が「申立人は調理人であった。」旨回答していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年3月7日付けで行われた当該遡及訂正処理は事実には即したものと考へ難く、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年8月及び同年9月は34万円、同年10月から4年5月までは32万円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成4年6月30日から5年9月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間もA社及び同社が社名変更したB社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年9月20日）の後の平成6年3月18日付けで、4年10月の定時決定（標準報酬月額：10万4,000円）が取り消され、遡って同年6月30日と記録されていることが確認できる上、申立人と同様に、6年3月18日付けで、4年10月の定時決定が取り消され、資格喪失日が遡って同年6月30日と記録されている者が18人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人が当該期間の後にB社において被保険者資格を取得した日である5年9月1日であると認められる。

また、当該期間のうち、平成4年6月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の同年5月の標準報酬月額から32万円、同年10月から5年8月までの標準報酬月額については、上記取消し前の4年10月の定時決定の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、B社において平成5年9月1日に被保険者資格を取得し、6年3月25日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間②もB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成6年11月及び同年12月の給料明細書によると、同年12月に保険料控除額が変更されており、同年11月に厚生年金保険料の料率改定が行われていることから、B社における保険料控除方式は翌月控除であったと判断できるところ、申立人から提出された同年6月分の給料明細書により、同年5月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成6年6月分の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が41万円であるところ、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を41万円と想定した場合の年間社会保険料の試算額と、申立人から提出のあった同年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額はおおむね一致していることが確認できる。これらのことから、同年3月及び同年4月においても同年5月と同様に、標準報酬月額41万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成6年6月分の給料明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から判断して、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月9日から20年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、システム開発担当として勤務しており、申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における標準報酬月額は16万円とされており、健康保険組合の標準報酬月額に係る記録と一致していることから、事業主が当該額を申立人に係る標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和33年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月から35年9月までは8,000円、同年10月から36年7月までは9,000円、同年8月から37年9月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から37年10月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親の戸籍の附票から、申立人は、昭和33年9月23日付けで申立人が当時居住していたとするA社の独身寮があった同社と同一の住所に転入していることが確認できる上、雇用保険の加入記録及び同社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

一方、当時のA社の複数の元従業員の供述及び当該元従業員の一人から提出のあった厚生年金保険の未加入期間があったことに対する同社からの補償金の支給事実（定年退職時）を確認できる「支払明細書」等から、同社では、従業員の給与から厚生年金保険料を控除しながら、相当期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させるなどの取扱いを行っていたことがうかがわれる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社は昭和37年10月15日付けで申立人を含む212人の従業員を一括して厚生年金保険に加入させていることが確認でき、この中には、申立人を記憶していた複数の従業員が含まれていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除及び厚生年金保険へ

の加入について、これらの従業員と同様の扱いを受けていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚（同年齢・同職種）の従業員に係る標準報酬月額の記録等から判断すると、昭和 33 年 10 月から 35 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 36 年 7 月までは 9,000 円、同年 8 月から 37 年 9 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 10 月から 37 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成20年7月から同年9月までを22万円、同年10月から21年4月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和59年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月1日から21年6月1日まで

私は、ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、平成17年12月から21年5月までの期間について、標準報酬月額が給料支払明細書に記載された報酬額と比べて低いことを知った。22年8月に、17年12月から20年6月までの期間について、第三者委員会に標準報酬月額が低い旨の申立てを行った結果、あっせんされたが、今回新たに、同年7月から21年5月までの期間について申し立てるので、前回と同様に標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給料支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成20年7月から21年4月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年7月から同年9月までは22万円、同年10月から21年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 5 月については、申立人の A 社における退職日は同年 5 月 31 日であるが、同社における保険料控除は翌月控除であることから、退職月においては 2 か月分の保険料が控除されるべきところ、退職月の給料支払明細書においては 1 か月分の保険料しか控除されていないため、当該期間の保険料は控除されていないと認められる。

このため、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年9月から60年4月まで
② 昭和60年5月から61年6月まで

私は、20歳の時に国民年金の加入手続をした際に、区の職員から20歳前の国民年金保険料を納付するようにいわれ、過去の未納分の保険料は分割して、現年度保険料と一緒に母が納付してくれていたはずである。申立期間①が無資格期間で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間①については、申立人は、20歳の時に国民年金の加入手続を行い、20歳前の保険料を分割して、現年度保険料と一緒に母親が納付してくれたと説明しているが、当該期間は20歳に到達する前の期間のため、申立人は国民年金制度の対象者ではなく、申立人に対して被保険者資格の得喪、保険料の納付義務その他の法の規定が適用されない期間である。

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和63年8月頃に払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった当該期間直後の61年7月分まで遡って保険料を納付していることが確認できるものの、当該払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することはできない期間であること、申立人が居住している区の国民年金氏名索引簿には、申立人が63年8月11日に加入手続をした旨が記載されていること、申立人は、上記手帳記号番号及び厚

生年金保険の記号番号が記載された年金手帳1冊のみを所持し、ほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月まで
私は、29 歳の時に離婚しサラリーマンの妻ではなくなったので、将来、年金の受給資格が得られるよう申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間の保険料の納付状況等に関して電話による聴取及び文書による照会に対する協力が得られないことから、当時の状況が不明である。

また、申立期間は、平成 5 年 2 月 10 日に、離婚時の昭和 63 年 4 月*日まで遡って第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更処理が行われたことにより、第 1 号被保険者期間とされたことがオンライン記録で確認でき、当該変更処理されるまでは申立期間前の 61 年 4 月から申立期間終期の平成 2 年 4 月までの期間は第 3 号被保険者期間として記録管理され、納付書は発行されなかったこと、当該変更処理時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできなかつたことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から同年11月まで

私の父は、私が厚生年金保険適用事業所を昭和49年8月に退職した後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年2月に払い出されており、申立人が所持している年金手帳及び申立人の国民年金被保険者台帳には、申立期間直後の49年12月17日に任意加入被保険者として資格を取得している旨が記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該被保険者台帳には、49年11月欄に「ここまで納不要」と記載され、同年12月以降の納付記録が確認できるほか、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金保険料収納・収滞納一覧表には、申立期間を含む49年4月から同年11月までの収納状況欄に資格取得前の期間を表す記号が記載されており、当該被保険者台帳及び当該一覧表でも申立期間は未加入期間であることが確認できることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12859 (事案 4620 及び 6859 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 53 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 53 年 8 月まで

私は、婚姻後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市の出張所等で納めてきたが、昭和 49 年に市内転居した直後に 1 年間ほど町会長の配偶者が集金に来ていたことを思い出した。同じ地区に住んでいる知人が所持する国民年金保険料納入カードの 47 年度欄に町会長の配偶者の押印が確認できる。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者となった日」欄には「昭和 53 年 9 月 12 日」と記載され、市の保管する被保険者名簿にも「昭和 53 年 9 月 12 日新規取得」と記載されていることから、申立人は当該年月日に国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入の場合は、制度上、保険料を遡って納付することができず、上記被保険者名簿に 53 年 8 月以前の期間は「納付不要」と印字されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた市を管轄する社会保険事務所(当時)の昭和 43 年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、申立期間の保険料の納付を示す新たな資料として、町会長の配偶者が保険料の集金に来ていたことを思い出したとし、当該配偶者の押印がある知人の国民年金保険料納入カードの写しを提出したが、当該説

明及び資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 22 年 3 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再々度の申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出等は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 60 年 3 月までの期間の付加保険料及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 11 月頃に国民年金の任意加入手続を行った際に付加保険料についての説明を受け、61 年 3 月まで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間①について付加保険料が未納とされ、申立期間②については国民年金に未加入で付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当初に任意加入手続を行った際、付加保険料の説明を受け、その納付の申出をして定額保険料とともに納付していたはずと説明しているが、申立人は、当該期間のうち昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月までの期間の定額保険料を 61 年 1 月 10 日に過年度納付しており、当該過年度納付時点では付加保険料を遡って納付することはできないこと、また、当該期間中の 59 年 5 月 10 日時点で作成された年度別納付状況リストでは、申立人の「附加申出年月」欄は空欄になっており、付加保険料の納付の申出年月は記載されていないことなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②についても、申立人が当該期間の付加保険料を含む保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当初の昭和 60 年 4 月 12 日の任意加入被保険者資格喪失の届出をした記憶は無いと説明しているが、任意加入被保険者資格の取得及び喪失の処理は、基本的に被

保険者の申出に基づき処理されるものであることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで
私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を2年間遡って2回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期及び申立期間の保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、加入手続後に2年分の未納保険料を遡って2回に分けて納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 63 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち 61 年 4 月から同年 6 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の同年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料は時効期間経過後に納付したことを過誤納理由として、63 年 12 月 26 日に還付決議され、さらにその後の 61 年 10 月から 63 年 3 月までの期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できること、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊のみ所持し、ほかに手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年5月まで
私は、平成元年6月から3年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を遡って一括納付した後に、市役所職員から未納となっている申立期間の保険料を納付するように連絡を受け、その日のうちに市役所窓口で夫婦二人分の申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間直後の平成元年6月から3年3月までの夫婦二人分の保険料を遡って一括納付した後に、市役所で夫婦二人分の申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立期間は、3年7月頃に申立人の夫の国民年金手帳の記号番号が払い出され、共済組合加入員資格を喪失した元年2月1日に遡って国民年金第1号被保険者資格を取得したことに伴い、申立人の資格記録についても3年7月8日に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理が行われ、第1号被保険者期間とされたことがオンライン記録で確認でき、当該変更処理が行われるまでは、申立期間は第3号被保険者期間として記録管理され納付書は発行されなかったと考えられる。

また、当該変更処理時点で過年度納付が可能であった上記22か月分の夫婦二人分の保険料を平成3年7月16日に過年度納付していることが申立人夫婦が所持する領収証書で確認でき、当該変更処理及び当該過年度納付のいずれの時点においても申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったこと、申立人は、申立期間の保険料を市役所で納付したとしているが、当該市役所では、過年度保険料の収納取扱いを行っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年5月まで

私の妻は、平成元年6月から3年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を遡って一括納付した後に、市役所職員から未納となっている申立期間の保険料を納付するように連絡を受け、その日のうちに市役所窓口で夫婦二人分の申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間直後の平成元年6月から3年3月までの夫婦二人分の保険料を遡って一括納付した後に、市役所で夫婦二人分の申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の3年7月頃に払い出され、当該払出時点で過年度納付が可能であった上記22か月分の保険料を同年同月16日に納付していることが申立人夫婦が所持する領収証書及びオンライン記録で確認できるものの、当該手帳記号番号の払出し及び当該過年度納付のいずれの時点においても申立期間の保険料は時効により納付することはできなかつたこと、申立人の妻は、申立期間の保険料を市役所で納付したとしているが、当該市役所では、過年度保険料の収納取扱いを行っていなかつたことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から52年3月まで
② 昭和52年4月から56年1月まで
③ 昭和56年2月から60年1月まで

私の母は、私が大学を卒業した後に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に納付してくれていた。私は、収入が少なかったため昭和52年に保険料の免除申請をしたが、後から保険料を追納できることを知り、市役所で申請免除期間の保険料の計算をしてもらい、60年2月27日に申請免除期間及び婚姻後の56年2月から60年1月までの期間の保険料(合計で16万円以上)を婚姻前に居住していた区役所で納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が申請免除期間のままとされ、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和52年12月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間のうち50年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の同年10月から52年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は母親から保険料を遡って納付したとは聞いていないと説明していること、申立人は現在母親から受け取ったとする年金手帳1冊を所持し、ほかの年金手帳を受領、所持した記憶は

無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が遡って納付したと説明する金額は当該期間の保険料額と大きく相違すること、申請免除期間の保険料及び過年度保険料は、区役所では納付することができないこと、申立人は、当該期間後の昭和60年2月27日に任意加入により被保険者資格を取得していることが申立人の所持する年金手帳で確認でき、申立期間③は未加入期間とされ、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年3月まで
私は、平成5年7月に婚姻した後、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入
手続を行い、納付可能な2年分の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の
保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成5年7月に婚姻した後、社会保険事務所で遡って2年分の保険料を一括で納付したと思うとしているが、遡って納付した保険料の納付時期等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の平成6年5月頃に払い出され、同年10月14日に申立期間直後の5年度分の保険料を過年度納付しており、当該払出時点では申立期間のうち4年3月以前の期間が、当該過年度納付時点では申立期間のうち4年8月以前の期間がそれぞれ時効により保険料を納付することができない期間であったこと、その後、申立人には7年3月6日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録から確認でき、その作成時点からみて、当該納付書は申立期間の一部である5年2月及び同年3月の保険料に係る過年度納付書であったと考えられ、当該納付書が作成された時点では申立期間のうち5年1月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間のうち後半の一部期間の保険料については、過年度納付をすることは可能であったが、申立人は2年分の保険料を一括で納付したと思うとしており、分割して当該一部期間の保険料を納付したとは考えにくいこと、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から同年12月まで
私は、昭和57年8月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、次の会社に就職するまでの間、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする申立期間当時の保険料額及び納付頻度等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の手帳記号番号は婚姻（平成4年5月）後の同年7月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外のほかの手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 8 月まで

私の母は、私が大学生だった時に私の国民年金保険料の学生納付特例を申請していたが、その後、私の両親は、私と兄の学生期間の保険料に未納が無いように納付してくれていたはずである。兄の保険料は全て納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例等により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、申立人の平成 14 年度の学生納付特例の申請は 14 年 10 月 15 日に行われていることがオンライン記録で確認でき、当該申請時点で、申立期間は学生納付特例が承認されない期間であるほか、母親は 16 年 12 月 21 日に学生納付特例期間の最初の追納申出をしており、当該申出時点で、申立期間は未納期間であり時効により保険料を納付することができない期間である。

また、母親は、当初、学生納付特例期間の追納以外に申立人の保険料を納付した記憶が無いと説明していたが、その後、手続きが遅れた時に遡って保険料を納付したことがあると説明を変更しており、遡って保険料を納付した時期、納付方法及び保険料額の記憶は曖昧であること、申立人の父親が所持する平成 16 年の支払メモには、「兄、申立人の国民年金 674 (千円)」の記載があるが、当該保険料額は、申立人の 13 年 10 月から 14 年 3 月までの期間、14 年 9 月から 15 年 3 月までの期間及び兄の 12 年 4 月から 15 年 3 月までの期間の保険料をそれぞれ追納した場合の保険料額に一致し、オンライン記録の納付記録とも一致していることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から13年5月までの期間、14年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、13年6月から14年2月までの期間の保険料を重複して納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年7月から13年3月まで
② 平成13年4月及び同年5月
③ 平成13年6月から14年2月まで
④ 平成14年3月及び同年4月

私は、平成12年7月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、市役所出張所で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同出張所で毎月納付していた。申立期間①の保険料が免除とされていることに納得できない。

また、私は平成13年4月に小規模な会社に再就職したが、入社時に社会保険加入の説明が無く、健康保険被保険者証をもらえなかったため、厚生年金保険には未加入であると思い、国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していた。14年3月の再就職先の会社も上記と同様であったので、国民年金保険料を継続して納付していた。申立期間②及び④については、厚生年金保険に加入していることが分かったので、当該期間の国民年金保険料が還付されていないことに納得できない。

さらに、私は平成14年7月に転居して両親と同居したが、社会保険事務所(当時)の職員から保険料に未納があるので納付するよう督促され、私の父親と私が申立期間③の保険料を納付したが、申立期間③の保険料は前住地で私が既に納付していたので、当該期間の保険料を重複して納付したことになる。申立期間③の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、当該期間は、申立人が当時居住していた市が作成した申立人の「国民年金被保険者名簿」では、申請免除期間とされており、申立人が平成12年8月11日に免除申請を行ったこと、及びその免除承認手続の処理日もオンライン記録で確認できるなど、当該免除記録に不自然さは見られない。
- 2 申立期間②及び④については、申立人は、当該期間当時に就職した事業所で社会保険に関する説明が無く、健康保険被保険者証をもらえなかったため、厚生年金保険に加入していなかったと思ったと説明しているが、申立期間②及び④に係る厚生年金保険適用事業所における厚生年金保険の資格取得の際の申立人の年金番号は、申立人の基礎年金番号により処理されていることがオンライン記録で確認できることから、それぞれの事業所は申立人から基礎年金番号の提出を受けていたと考えられ、資格取得に係る政府管掌の健康保険被保険者証がそれぞれの資格取得処理日に交付され、資格喪失に伴い同被保険者証が回収されていることがオンライン記録で確認できる。また、申立人は、当該期間の国民年金保険料及び国民健康保険の保険料を継続して納付していたと説明しているが、当該市の「国民健康保険被保険者資格取得・喪失履歴」では申立期間②の厚生年金保険加入に係る平成13年4月3日の国民健康保険資格喪失届けを「社保加入」の理由により同年同月23日に、申立期間④の厚生年金保険加入に係る14年3月2日の同資格喪失届けを同理由により同年同月19日に行っていることが確認でき、申立人の説明と相違しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 申立期間③については、申立人は、当該期間のうち平成13年6月から同年12月までの期間の保険料については申立人の父親が14年1月及び同年2月の保険料は自身が保険料をそれぞれ重複して納付したと説明しているが、申立人は13年6月から同年12月までの期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を重複して納付していたと説明する父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当該期間当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が居住する市を管轄する社会保険事務所が平成16年7月20日に発行した「国民年金保険料状況証明書」（以下「状況証明書」という。）及び15年12月10日に納付していることが確認できる14年1月及び同年2月の領収証書を当該期間の保険料を重複して納付していたことを示す資料として提出しているが、当該状況証明書は発行日時点の国民年金保険料の納付状況を記載したものであり、14年1月及び同年2月の領収証書に記載されている領収日は、オンライン記録の領収日と一致しているなど、申立人及びその父親が当該期間の保険料を重複して納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 なお、申立人は、申立期間①、②、③及び④の期間の保険料を納付したことを示す資料として、平成9年12月から17年6月までの期間の金融機関の預金通帳及び13年10月から14年7月までの期間の預金取引記録を提出しているが、当

該記録には「国民年金保険料」及び当時の保険料額に相当する金額の記載が無く、当該資料は申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とは言えないほか、口頭意見陳述において、申立人は、22年8月分の保険料の領収証書、同年同月の国民年金保険料還付請求書及び申立人が居住する市を管轄する年金事務所が発行した「厚生年金保険の期間照会について（回答）」を提出しているが、当該資料についても申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とは言えない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付し、申立期間③の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月から同年 9 月まで
私は、平成 12 年 3 月に厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金への切替
手続を行い国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされてい
ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、
確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付時期及び納付
額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間直後の平成 14 年 10 月から厚生年金保険適用事業所に就職する直
前の 16 年 3 月までの期間の保険料は、同年 11 月 26 日に一括して過年度納付され
ていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間は時効により
保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納
付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 10 月まで

私は、金融機関の職員から国民年金の加入を勧められ、昭和 36 年 4 月頃に区役所で加入手続を行い、国民年金保険料は毎月勤務先へ集金に来た同金融機関の職員に 1 回当たり千円ぐらいの保険料を預けて納付していた。職員から年金手帳を渡され内容を確認した際に、手帳の左ページに領収印が押してあった記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金に加入した当初に納付したと説明する保険料額は、当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は申立期間の保険料を金融機関職員に預けて納付したと説明しているが、申立期間の保険料は、当時、金融機関では現年度納付することはできないほか、申立期間の保険料は印紙検認方式による納付方法となるが、申立人は当該納付方法に関する記憶が無いと説明している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和37年8月時点では、申立期間のうち37年3月以前の期間の保険料は過年度納付することが必要となるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 53 年 3 月まで

私は、勤務していた会社の雇用形態が変更されたことにより、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。納付書が送付された分の国民年金保険料は、区役所内の金融機関の出張所や郵便局で全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和53年9月に払い出され、同年4月からの保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認できるものの、この払出時点では申立期間の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人は申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと説明しているほか、申立人は現在所持する国民年金手帳のほかに国民年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 12 月まで

私が、昭和 58 年 4 月に大学院に進んだ際に、妻が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。当時は妻の被扶養者であったため、妻が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間前後の保険料が納付済みであるのに、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする妻は加入手続の時期及び保険料の納付に関する当時の記憶が曖昧であると申立人は説明している。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、申立人が申立期間当初の昭和 58 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間直後の 60 年 1 月 22 日に任意加入により被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時は大学院生であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された申立期間直後の昭和 60 年 1 月に任意加入していることから、当該時点から遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年2月まで
私の母は、私が大学を卒業した昭和45年3月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を44年4月まで遡って納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の発行日欄には「50. 2. 1」の日付が押印され、申立人が昭和49年12月に婚姻した後の姓及び同年11月以降に居住していた市の住所が記載されているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は50年3月10日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和49年3月の保険料を51年1月7日に過年度納付し、49年4月から50年1月までの保険料を50年2月に現年度納付していることが特殊台帳で確認でき、これらの保険料の納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 4 月及び同年 5 月

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、20 歳から平成元年 3 月までの学生期間の国民年金保険料を納付してくれていた。学校を卒業した平成元年 4 月以降は、私か母が保険料を納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であるほか、申立人は当該期間直後の平成元年 4 月 1 日に強制加入により国民年金の被保険者資格を取得していることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人は母親が居住していた市で当該期間の保険料を納付してくれていたと説明しているが、当該期間の過半は母親とは別の町に居住していたことが戸籍の附票で確認でき、この期間は母親が申立人の居住地ではない市において申立人の保険料を納付することはできない。

申立期間②については、申立人は保険料を納付していたのは申立人自身と母親のいずれであるかの記憶が曖昧であるほか、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶も定かでなく、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 7 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年4月まで

私は、短大1年生の時に教授から国民年金の加入を勧められ、20歳になる前日の昭和47年*月*日に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は3か月ごとに自宅を訪問する集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付方法及び納付頻度に関する説明が変遷するなど、保険料の納付方法、納付頻度に関する記憶が曖昧であるほか、納付額の記憶も定かでない。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していたと当初は説明していたが、当該手帳の色についての説明が変遷した後に黄土色の手帳であったとするものの、申立人は当時の手帳の様式である印紙検認欄の記憶は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から51年3月まで
私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年4月頃時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親の手帳記号番号は申立人と連番で払い出されていることから、母親は申立人と一緒に自身の加入手続きを行ったと考えられ、この国民年金の被保険者資格を取得した52年3月前は国民年金の未加入期間であり、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間であったことが確認できるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 12 月まで

私の母は、私が事故で障害が残った場合のことを心配して、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険適用事業所に就職するまで、毎月国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は申立期間の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、母親は、申立人が 20 歳になった時に申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 5 年 12 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の 4 年 1 月の保険料は 6 年 2 月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する「平成」と印刷されている年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から 63 年 9 月まで
私の妻は、結婚後の昭和 61 年 3 月頃に私の国民年金の加入手続を区役所の出張所で行い、国民年金保険料を区役所出張所又は郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、昭和 61 年 2 月に結婚し、同年 3 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみ記載されていること、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続を行った際に、年金手帳を交付された記憶が曖昧であることなど、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は平成 17 年 6 月 13 日になって国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点まで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できないほか、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から59年9月まで

私は、時期ははっきり憶^{おぼ}えていないが、妻と一緒に市役所に国民年金の相談に行き、その後、妻が遡^{おぼ}って納付することが可能な期間の国民年金保険料を一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする妻は、遡^{おぼ}って納付した時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年9月頃に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち59年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、夫婦共に61年12月15日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない時期であり、申立人及びその妻は、当該作成時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の59年10月まで遡^{おぼ}って保険料を納付していること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに別の年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
私は、国民年金保険料の申請免除期間が終了後、2 年間は保険料を納付していなかったが、昭和 62 年頃から夫婦二人分の保険料を一緒に納付するようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の申請免除期間終了後 2 年くらいは保険料を納付していなかったが、生活が安定してきたので昭和 62 年頃から自身と元夫の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、生活が安定してきた時期について、申立人は、62 年頃としているが、元夫は、当初平成 2 年頃としていたが、その後 59 年頃としているなど、申立人及びその元夫の記憶が相違している。

また、申立期間の保険料の納付時期について、申立人は、申立書では生活の苦しい中で遅れながらも納付していたとする一方、申立期間の保険料を元夫の分と一緒に毎月納付したとも説明しており、納付時期に関する記憶が曖昧であるほか、オンライン記録から、申立人及びその元夫はいずれも、申立期間直後の平成 2 年 4 月から同年 11 月までの保険料を同年 12 月に一括納付し、その後の各月の保険料はその翌月にそれぞれ納付していること、元夫も、申立人同様、申立期間の保険料は未納であることが確認できる。

さらに、申立人及びその元夫に対して、平成 4 年 3 月 5 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点から見て、当該納付書は申立期間の一部である 2 年 2 月及び同年 3 月分に係るものと考えられ、当該作成時点では申立期間のうち、同年 1 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、上記のとおり、申立人は毎月納付していて、長期に亘って納付していたことはないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から12年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から12年4月まで

私は、60歳になった平成9年*月頃、社会保険事務所(当時)で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、私が2か月に一度くらいにその都度、金融機関から納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間後の平成12年5月16日に任意加入していることがオンライン記録で確認でき、申立期間は、任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成9年*月頃に社会保険事務所で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の保険料をその都度金融機関から納付していたとしているが、その直前の9年1月から同年10月までの保険料が申立期間中の11年2月及び同年6月に過年度納付されていること、当時、社会保険事務所では国民年金の任意加入の手続はできなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

私は、昭和54年11月に会社を退職した後、市役所の窓口で国民年金保険料の未納を指摘されたので、その翌月頃に、もらった退職金の一部で保険料を一括で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和54年12月頃に退職金の一部で、申立期間の保険料と納付記録のある53年4月から54年11月までの期間の保険料とを含めて一括で納付したと説明しており、納付したとする時点は、第3回特例納付実施期間中であつたが、申立人が納付したとする金額は、上記申立期間及び納付済期間の保険料を特例納付等により納付した場合の合計額に大きく不足し、当該合計額は、当時もらったとする退職金の額を大きく超えているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月から同年 9 月まで
私は、親に勧められて国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立書において申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法、納付頻度、保険料額等に関して憶^{おぼ}えていないと記載しているほか、申立人から申立期間当時における保険料の納付状況等に関して、電話及び文書による照会に対する回答が得られないため、保険料の納付状況等の詳細を確認することができないこと、申立人は平成 10 年 5 月 1 日に申立期間直前の同年 4 月の保険料を納付した後、申立期間後の同年 10 月 26 日に国民年金被保険者資格を喪失し、厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その後の 11 年 11 月 5 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録から確認でき、その作成時点からみて当該納付書は申立期間の保険料に係るものと推測され、それまでは申立期間の保険料を未納であったと考えられる上、上記のとおり当時の状況は不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から11年9月までの期間及び16年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年6月から11年9月まで
② 平成16年3月から同年6月まで

私の夫は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行い、その数年後に申立期間の保険料を夫婦二人分一緒に追納してくれた。申立期間の夫の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が免除及び半額免除とされ、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする夫は、申立期間の保険料を夫婦二人分一緒に1回で追納したと説明しているが、納付したとする金額は申立期間の夫一人分の追納保険料額におおむね合致すること、夫は、保険料の追納申込み及び納付書の発行は世帯（夫婦）単位であると思っていたと説明しているが、保険料の追納申込みは申立人及びその夫は個別に行わなければならない、納付書も個別に発行されること、夫の申立期間の保険料の追納申出は平成19年5月7日に行われていることがオンライン記録で確認できるが、申立人の申立期間の追納申出は確認できず、所轄年金事務所では夫の追納申込書を保存しているが、申立人の追納申込書は確認できないと回答していることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から同年 10 月までの期間、40 年 8 月から 46 年 12 月までの期間、47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び 52 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から同年 10 月まで
② 昭和 40 年 8 月から 46 年 12 月まで
③ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
④ 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 38 年頃に自身で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は 5 回の計 92 か月に及んでおり、申立人は、申立期間当時の保険料の納付額、納付頻度及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人は、過去に所持していた年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和 38 年 11 月と記載されていたと説明しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は 40 年 7 月から同年 10 月までの間に払い出され、当該期間直後の 38 年 11 月 18 日に国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間直前の昭和 38 年 11 月から 40 年 7

月までの期間の 21 か月分の保険料を第 2 回特例納付実施期間中に特例納付していることがオンライン記録で確認でき、当該特例納付をしなければ 47 年 1 月から 60 歳に到達するまで保険料を納付したとしても国民年金保険料納付月数は 295 か月であり、国民年金の受給資格期間を満たさないことから、申立人は受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して保険料の特例納付を行ったと考えられること、申立人は、夫婦二人分の保険料を定期的に納付してきたはずであり、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③、④及び⑤については、申立人が一緒に納付していたとする夫も当該期間の保険料がいずれも未納であること、申立人は、上記のとおり第 2 回特例納付実施期間中に特例納付していることがオンライン記録で確認でき、当該特例納付をした時期によっては、申立期間③及び④の保険料を過年度納付することもできた可能性があるが、申立人は、夫婦二人分の保険料を定期的に納付してきたはずであり、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年12月までの期間、47年10月から48年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び52年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年12月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和48年7月から同年9月まで
④ 昭和52年7月から同年9月まで

私は、婚姻後に自身で国民年金の加入手続を行い、妻が昭和38年に会社を退職した後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付額、納付頻度及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、妻が夫婦二人分の保険料を納付してきたはずであると説明しているが、申立人と同様に妻も申立期間の保険料はいずれも未納であること、申立期間前の昭和42年4月から43年3月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間の保険料を第2回特例納付実施期間中に特例納付していることがオンライン記録で確認でき、当該特例納付をした時期によっては、申立期間①の一部と申立期間②及び③の保険料を過年度納付することもできた可能性があるが、申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を定期的に納付してきたはずであり、これらの期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで
私の母は、学生が強制加入となった平成3年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成6年8月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号及び上記手帳記号番号が記載された年金手帳の2冊を所持しているが、ほかに手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 51 年 6 月まで

私の妻は、昭和 39 年、40 年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後は 6 か月分ずつ国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、その都度保険料を納付していた。また、加入手続時に 35 年間の納付となるように遡って保険料を納付するように言われ、後から妻が保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、昭和 39 年、40 年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする妻は、申立人夫婦が申立期間当時から居住している区において 45 年 9 月まで実施されていた印紙検認方式による保険料の納付に関する記憶は無く、保険料の納付開始時期及び納付額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、第 3 回特例納付の実施期間中である昭和 53 年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は当該払出時点で過年度納付が可能であった 51 年 7 月以降の保険料を納付しているほか、夫婦は年金受給資格期間である 300 月を満了するために必要となる納付月数の保険料を 55 年 6 月 9 日にそれぞれ特例納付していることが附則 4 条（第 3 回特例納付）納付者リストで確認でき、受給資格期間を満了するように過年度納付及び特例納付したものと考えられること、申立人夫婦は上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から51年6月まで

私は、昭和39年、40年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後は6か月分ずつ国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、その都度保険料を納付していた。また、加入手続時に35年間の納付となるように遡って保険料を納付するように言われ、後から保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和39年、40年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人夫婦が申立期間当時から居住している区において45年9月まで実施されていた印紙検認方式による保険料の納付に関する記憶は無く、保険料の納付開始時期及び納付額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付の実施期間中である昭和53年9月に払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は当該払出時点で過年度納付が可能であった51年7月以降の保険料を納付しているほか、夫婦は年金受給資格期間である300月を満了するために必要となる納付月数の保険料を55年6月9日にそれぞれ特例納付していることが附則4条（第3回特例納付）納付者リストで確認でき、受給資格期間を満了するように過年度納付及び特例納付したものと考えられること、申立人夫婦は上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月まで
私の両親は、私が 20 歳の時に私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は私が両親に納付書を渡し納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付は父親が行ってくれていたと説明しているが、父親は、申立人の加入手続及び保険料の納付を自身で行った記憶は無く、母親に任せていたと説明しており、一方、母親は申立人の加入手続及び保険料の納付に関する記憶は曖昧であること、申立人に対し平成 5 年 2 月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この作成時点では申立期間の一部は国民年金の未納期間と記録されていたことが確認できることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年3月までの期間及び52年2月から57年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年6月から42年3月まで
② 昭和52年2月から57年11月まで

私の父は、私が学生だった当時、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和52年に厚生年金保険適用事業所を退職した後は、私自身が保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和47年7月に払い出されており、この払出時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は当該期間中の昭和52年5月に当該期間当初に居住していた区から他市へ転出していることが戸籍の附票で確認できるものの、国民年金に係る住所変更手続きは55年6月に行われ、同年9月に被保険者台帳の移管が行われていることが申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳で確認で

き、当該期間のうち 57 年 6 月以降に申立人が居住していた区の住所は上記年金手帳及び特殊台帳に記載されていないなど、申立人は、当該期間中の国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていなかった状況が認められる。

また、申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳には、当該期間が国民年金加入期間であることが記載されておらず、当該期間は平成元年 9 月に国民年金加入期間として記録が追加されたことがオンライン記録で確認でき、この記録追加までは当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は当該期間のうち昭和 53 年度及び 56 年度の市民税・県民税納税通知書を所持しているが、53 年度の「社会・小規模控除額」欄には記載が無く、56 年度の「社会保険料控除額」欄には「50,640 円」と記載されているものの、申立人は 55 年 12 月に 55 年度の国民健康保険料として 4 万 900 円を納付していることが申立人が所持する領収書で確認でき、55 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料の合計額は 4 万 3,830 円であることから、「社会保険料控除」欄の記載額には国民年金保険料は含まれていないと考えられ、上記資料は当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料と認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に各事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同じ業務で勤務したとする同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は、A社は既に廃業しているため当時の資料は保有しておらず、社会保険の取扱いについては希望者を加入させていたと思う旨供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿には、上記同僚及び申立人が記憶している同僚の氏名は見当たらず、厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、同社においては必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

次に、申立期間②について、申立人と同じ業務で勤務したとする同僚の供述により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、事務所移転に伴い書類の整理を行ったため当時の資料は保有しておらず、社会保険の取扱いについては希望者を加入させていた旨回答している。

また、オンライン記録によると、B社はD厚生年金基金に加入していることから、申立人について同基金に照会したところ、申立人のB社における加入記録は確認できなかった旨回答があった。

さらに、上記同僚は、一部の従業員は厚生年金保険に加入していたと思うが、自分は

国民年金に加入しており、厚生年金保険に加入していなかった旨供述していることから、B社においては必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 9 日から 46 年 10 月 4 日まで

A社又はB社に勤務した申立期間の船員保険の加入記録が無い。A社で船員募集の広告を見て応募し、B社所有のC船に乗ることで採用された。給与はA社から支給され、社会保険料が控除されていたと思うので、調査をして船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった船員手帳から、申立人が申立期間において、B社が所有するC船に乗っていたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人が勤務していたB社のあったD県は、E国の施政下にあり、F政府施行の船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者は、F政府施行の厚生年金保険法の適用を受け、厚生年金保険の被保険者となることが可能とされていたものの、申立期間当時、同社が所有する船舶が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、船員保険船舶所有者名簿によると、同社は本土復帰時の昭和47年5月15日に船員保険の適用事業所となっていることが認められる。

また、B社は既に適用事業所でなくなっており、申立人が記憶している船長及び同僚は連絡先が不明である上、元船員に照会を行ったものの社会保険の取扱いについて確認することはできない。

さらに、申立人は当時の給与はA社から支給されていたと申し立てているものの、同社は既に解散しており、元従業員及び船員に照会を行ったが、申立人の勤務実態、給与及び社会保険の取扱いについて確認することはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、A社又はB社における申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

A組合に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合に昭和 57 年 3 月 31 日付けの退職届を提出し、最後の数日は年休を取得した。申立期間も在籍していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録から、申立人がA組合を昭和 57 年 3 月 27 日に離職したことが確認できる上、同組合退職後に申立人が勤務したB町から提出された申立人の記名押印のある履歴書においても、同日付けで同組合を退職した旨記載されていることから、申立人の、申立期間における勤務を確認することができない。

また、A組合は、「当時の人事記録、賃金台帳等は保管期間を過ぎており、残っていないため、給与から厚生年金保険料の控除を行っていたかどうかは不明である。月末退職でない方の該当月分の保険料控除は行っていない。」旨回答している。

なお、オンライン記録から、申立期間に、A組合に勤務していた従業員のうち、厚生年金保険の資格喪失日が月末か月末近くに記録されている従業員の雇用保険の離職日を照会したところ、記録の確認ができる 13 人全員の離職日は厚生年金保険の資格喪失日の前日となっていることが確認できることから、同組合の事務手続は適切に行われていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年6月20日まで
② 昭和41年6月20日から46年9月9日まで
③ 昭和46年9月13日から49年2月26日まで

2年程前に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。申立期間③のA社を退職する際に経理部の上司から、脱退手当金は受給しない方がよいと助言されたので請求手続はしていないはずであり、受給した覚えも無い。よく調べて脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②及び③に係る脱退手当金の支給については、オンライン記録では、申立期間③に勤務したA社を退社後、約5か月を経過した昭和49年7月25日に決定されており、この支給決定に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び裁定伺の記載内容とオンライン記録は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の氏名の記載及び押印のほかにも、申立人の申立期間③の退職当時の住所が記載されている上、「振込済」の押印があることから、脱退手当金の支給が振込により行われたことが確認できる。

そして、当該裁定伺には、振込先として、申立人が申立期間③の退職当時居住していたB地区に隣接するC銀行D支店の名称が記載されていることから、脱退手当金が、当該支店を經由して申立人に支払われたものと推認できる。

なお、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和49年2月26日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理にも、不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月29日から同年6月末日まで
夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫が同社に平成15年6月末日まで勤務していたことが、私の当時の日記に記載されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人が平成14年11月21日から15年6月20日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成15年4月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間である同年4月29日から同年6月末日までの期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成15年4月29日に国民年金に加入し、その保険料の免除申請を行っていることが確認できることから、申立人は、同年4月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことを認識していたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様にA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成15年4月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者が申立人を除き20名いるが、そのうち11名は、同日に国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる上、当該11名のうち連絡の取れた1名は、「15年6月頃まで同社に勤務していたが、退職する2、3か月前に同社から厚生年金保険を脱退するとの説明があり、書面を渡され、国民年金に切り替えてくれと言われた。」と供述していることを踏まえると、これら11名の者は、自身が15年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを認識して、国民年金に加入したものと考えられる。

加えて、A社の代表取締役は、連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない上、上記 20 名のうち連絡の取れた4名は、「同社では、平成 15 年 4 月頃から給与が支払われなくなった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案22799（事案17209の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月10日から同年8月10日まで
② 昭和39年9月14日から40年2月21日まで
③ 昭和40年3月8日から45年9月2日まで
④ 昭和45年9月2日から46年7月16日まで

申立期間を対象として支給されたとする脱退手当金について、請求した記憶も、受給した記憶も無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さやうかがえないなどの理由により、記録訂正を行うことができないという通知が届いた。

そこで、最寄りの年金事務所に問合せをしたところ、脱退手当金が申立期間④に勤務したA社を管轄していたB区の社会保険事務所（当時）から支払われていること、基本的には、本人が社会保険事務所へ出向いて脱退手当金の請求手続を行うこと等の説明を受けた。

しかし、前回主張したとおり、体調不良で急きょA社を辞めざるを得なかったので自ら請求手続することは考えられず、また、同社に請求手続を委任することもあり得ない。再度審議して年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間④に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年11月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年4月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てと同様に、申立期間④に勤務したA社の退職当時は体調を崩しており、脱退手当金の請求手続又は脱退手当金の請求に係る同社への委任手続はできなかつたと申し立てているが、当時の脱退手当金の事務処理において、脱退手当金の請求は、郵送及び代理人による手続も可能であった上、脱退手当金の受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、申立人が、同社退職当時に体調不良であったことをもって、脱退手当金の請求及び受給ができなかつたとは言えない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月 22 日から同年 10 月 14 日まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月 3 日まで
③ 昭和 62 年 2 月 2 日から同年 8 月 21 日まで
④ 昭和 62 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 63 年 1 月 21 日から同年 3 月 17 日まで
⑥ 平成 2 年 7 月から同年 9 月 21 日まで
⑦ 平成 3 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④及び⑤、E社に勤務した申立期間⑥及び⑦の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社に係る給与支払報告書（個人別明細書）により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 57 年 10 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、申立期間①は新規適用前の期間であるため、申立人の加入記録が無いことは当然であると思われると回答している。

さらに、同僚の一人は、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、給与から保険料を控除されたことは無いとしており、他の一人は、同社は少人数の会社だったので、当初は厚生年金保険に加入していなかったが、申立人が入社し、社長に提案して、全員が昭和 57 年 10 月 14 日に加入したとしている。

加えて、A社から提出された「健保取得喪失届年月日」によると、申立人が昭和 57 年 10 月 14 日に健康保険の被保険者資格を取得と記録されており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 57 年 10 月 14 日に被保険者資格を取得した者で、適用事業所となった日の前から同社に勤務していたと回答している 8 人（申立人を除く。）の申立期間①における国民年金の納付記録を調査したところ、別事業所で厚生年金保険に加入している一人を除く 7 人のうち、5 人は国民年金保険料を納付済みであり、一人は申請免除であり、一人は未納と記録されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 60 年 6 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主から回答を得られないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社において昭和 61 年 2 月 25 日に事業主となった者は、同社が適用事業所になる前に厚生年金保険料を控除することはあり得ないと回答している。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 60 年 6 月 3 日に被保険者資格を取得した二人（上記事業主二人及び申立人を除く。）に照会したものの、一人は所在が不明であり、他の一人からは回答を得られないことから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録、申立人から提出された預金通帳の写し及び従業員の供述から、申立人がC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間③にC社において被保険者記録がある 5 人に照会したところ、回答のあった二人のうち、上記の従業員は、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の給与からの控除について分からないとしており、他の一人は、申立人を記憶していないことから、これらの者から、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人がC社で一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚二人は、同社で厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録から、申立人は、D社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、D社は昭和 62 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用

事業所となっていることから、申立期間④は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の採用面接を行ったとする同僚は、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 9 月 1 日に資格取得し、それ以前は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、D社で勤務していたと申し立てている。

しかし、上記の同僚は、申立人の退職時期は覚えていないとしている上、申立人のD社における雇用保険の離職日の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間④及び⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した二人（事業主、申立人及び上記同僚を除く。）に照会したが、一人は申立人を知っているものの在籍期間は不明としており、他の一人からは回答を得られないことから、申立人の申立期間④及び⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間⑥及び⑦について、申立人はE社に勤務していたと申し立てているところ、申立人から提出された預金通帳の写しから、申立人が申立期間⑥において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、E社における申立人の雇用保険の資格取得日及び離職日の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、E社から提出された従業員台帳によると、申立人は、「入社日 1990 年 9 月 21 日、退社日 1991 年 5 月 20 日」と記録され、厚生年金保険の記録と一致しており、複数の同僚においても当該台帳の記録と厚生年金保険の記録が一致していることから、当時、当該台帳の記録どおりの届出がされていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶している同僚二人のうち一人は、E社において被保険者記録が確認できず、他の一人は申立人を記憶しているものの、申立人が、申立期間⑥及び⑦に在籍していたかどうかは分からないとしている。

加えて、オンライン記録において、申立期間⑥及び⑦に加入記録がある従業員一人は所在が不明であり、申立期間⑦に加入記録がある従業員一人は、申立人を知っているものの在籍期間は不明としていることから、これらの者から、申立人の申立期間⑥及び⑦における勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22801 (事案 6998、13916 及び 18501 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 2 日から 25 年 7 月 1 日まで
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に過去 3 回申立てしたところ、同委員会から、保険料控除が確認できない等の理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。
しかし、過去 3 回の第三者委員会の結論は公正な判断とは納得できないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の兄である事業主及び申立人は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 2 日に資格を喪失しているが、申立人の弟は、同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、申立期間も継続して被保険者となっていることが確認できる。

このことについて、A 社の事業主は、「同社において、申立期間当時に自身は代表取締役役に就任し、弟 (申立人) は取締役になった。もう一名の弟は工場長で取締役ではなかった。厚生年金保険には、申立期間当時は会社役員であることから加入できなかったかもしれない。厚生年金保険の加入資格について社会保険事務所 (当時) から難しい話があったような気がする。」と供述している。

また、A 社の当時の事業主は、同社に係る申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していないことから、申立人に係る保険料の控除を確認することができないとしている。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる 21 人の従業員については、死亡、連絡先不明等のため、これらの従業員から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が

行われている。

その後、申立人は、再申立てを行っているが、新たな資料等を提出しておらず、申立期間に使用される者として申立人の弟と同じように勤務していたと主張しているのみであることから、再度、平成 23 年 1 月 13 日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再々申立てを行い、「委員会の結論は、毎回申立内容とは大きく離れて、保険料に関することのみであり、毎回の申立てどおり、不当な手続により被保険者としての資格を失った申立期間を被保険者と認めてほしい。」と主張しているのみであり、厚生年金保険料の控除に係る新たな資料及び情報は無いとしていることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、平成 23 年 7 月 13 日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「過去 3 回の第三者委員会の結論は公正な判断とは納得できないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。」と主張しているのみであり、厚生年金保険料の控除に係る新たな資料及び情報は提出していない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年頃から41年5月15日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の資格を取得している従業員12人に自身の入社日について照会したところ、回答のあった4人は、自身が入社したとする時期より10か月から4年後に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記の従業員のうち、二人は、「厚生年金保険は、希望して加入させてもらった。」、「厚生年金保険は、希望により加入させる取扱いだった。」旨供述している。

加えて、上記の回答のあった従業員のうちの一人が記憶していた申立人と同職種であったとする複数の従業員の氏名及び申立人が姓のみを記憶していた同僚二人が、上記被保険者名簿に見当たらないことから、同社では全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は昭和34年6月15日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち同日より前の期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

さらに、申立人の申立期間③における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 平成 9 年 4 月 1 日から 12 年 12 月 20 日まで
③ 平成 12 年 12 月 20 日から 13 年 3 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に代表取締役として勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。また、申立期間③は厚生年金保険被保険者期間ではないはずなので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低額である旨主張しているところ、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の代表取締役であった申立人自身も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間①に係る標準報酬月額の記録について、遡って訂正されるなど不自然な記録訂正が行われた開跡は見当たらない。

さらに、A社の社会保険事務の担当者は、「社会保険の手続は、申立人に代表者印を押してもらい、自分が届出に行った。」と回答しており、当時の複数の従業員は、「社会保険の手続は、申立人と担当者が行っていた。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成11年分及び12年分の源泉徴収票から確認できる社会保険料の金額から推認される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よ、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年6月までは44万円、同年7月から10年3月までは30万円、10年4月から同年9月までは20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年3月1日）より後の13年3月7日付けで、9年7月及び10年4月の随時改定並びに9年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って9年4月から同年6月までは13万4,000円、同年7月から10年9月までは9万2,000円に減額訂正された上、10年10月及び11年10月の定時決定が9万2,000円、12年10月の定時決定が9万8,000円と記録され、13年3月1日の資格喪失日の記録が処理されていることが確認でき、申立人のほか、同社の経理担当役員も同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間②及び上記減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなることの指示は、自分が経理担当役員に行き、代表者印は自分と経理担当役員以外に使えなかった旨回答している。

さらに、申立人は、会社が盗難に遭い、平成12年途中から厚生年金保険料を納入できなくなったとしているところ、社会保険料の滞納処分票では、12年6月から13年2月までの期間に社会保険料を滞納していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として社会保険の手續に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら当該記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

3 申立期間③について、オンライン記録では申立人のB社の資格喪失日は平成13年3月1日と記録されているところ、申立人から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は同年3月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は自身の資格喪失日について、平成12年12月20日であると主張しているが、これを確認できる資料等を保有していないため、申立人の主張を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 22804 (事案 4967、12541 及び 18495 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

当初、昭和 31 年から 34 年まで、毎年季節労働で A 署 (現在は、B 署) C 区に勤務していた期間のうち、32 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日まで、33 年 8 月 1 日から同年 12 月 20 日まで及び 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、当該期間のうち 32 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間については、同僚の回答から記録訂正が認められたが、33 年及び 34 年については、記録訂正できないと通知を受けた。

しかし、納得できないので、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、同委員会から、再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知を受け、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再々度申し立てたところ、同委員会から、再々申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知を受けた。

しかし、納得できないので、A 署に勤務していた同僚名を一覧表にしたので、同僚の年金記録を確認してほしい。そうすれば、同僚全員が厚生年金保険に加入していることが分かるので、同僚たちと一緒に勤務していた申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てのうち申立期間①及び②については、申立人は、A 署 C 区に勤務したと申し立てているが、同署 C 区及び同署 D 区の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶している元同僚 7 人は、いずれも当該期間について、同署 D 区で厚生年金

保険に加入していること等の理由から、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は前々回、A署の同僚と昭和35年1月から同年3月まで一緒に失業手当を受給したので、当該同僚に確認してほしいと申し立てているが、当該同僚は、「30年か31年頃からA署に勤務してE部で申立人も一緒だったが、34年度は所属がF部であったから、申立人がいつ失業保険を受けたかは分からない。」と回答している。また、申立人は、「昭和33年度は5月1日からA署に勤務した。」と申し立てているところ、同署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、33年度は全被保険者の資格取得日が33年8月1日と記載されていることが確認できることから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、前回、自分をA署に勤務させてくれた方のG共済組合連合会発行の年金加入期間確認通知書を提出するので、自分の記憶と主張が正しいことを認めてほしいと申し立てているが、当該資料は、申立人の申立期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料控除を確認できる資料には当たらず、申立人が再々申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、今回申立人は、当初、前々回及び前回の審議結果に納得できず、「A署に勤務していた同僚名を一覧表にしたので、同僚の年金記録を確認してほしい。そうすれば、同僚全員が厚生年金保険に加入していることが分かるので同僚達と一緒に勤務していた申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と申し立てている。

このため、上記一覧表に記載されている同僚49人に照会したところ、複数の同僚の回答から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①及び②当時にA署に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、そのうち3人はG共済組合に加入しており、残りの46人中18人の同僚は、昭和31年から34年までのいずれの期間においても、A署において厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立期間当時、A署は、勤務していた全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことが今回新たに判明した。

また、申立期間①及び②に事務を担当していた複数の同僚は、当該期間当時にA署においては、厚生年金保険に加入しない者もいたと述べている。

これらのことから、申立人から提出された新たな資料は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月1日から同年12月1日まで
② 平成4年9月1日から5年3月1日まで

A社に取締役及び代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①については、B社において厚生年金保険に加入している記録となっており、その標準報酬月額が、実際にA社で支給されていた報酬額に比較して低くなっている。また、申立期間②については、標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額に比較して低くなっているため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、平成3年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっておらず、同社は既に解散し、申立人の前に同社の代表取締役であった者は、「申立期間の資料は何も残っていない。」と回答しているところ、同社及びB社の元監査役は、A社は、当時、B社の事務所に間借りしており、そのこともあって、A社が社会保険に加入できなかった期間はB社で加入させていたと思う旨を述べている。

また、申立人から提出された申立人名義の銀行通帳によると、申立期間①に、A社から、オンライン記録の標準報酬月額より高い金額が給与として支給されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出されたA社の平成3年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料額に比して低額であり、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額とほぼ符合していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成4年9月から5年2月までは53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月1日）より後の5年4月23日付けで、4年10月の定時決定の記録が取り消され、同年9月に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間②及び上記遡及訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社名義の銀行通帳によると、平成4年11月分から5年2月分までの社会保険料の振込が確認できないところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月1日及び上記遡及訂正処理日の前日の同年4月22日に社会保険事務所（当時）に社会保険料の一部を納付していることが確認でき、オンライン記録によると、上記遡及訂正処理日と同日付けで申立人の健康保険証が返納されていることから判断すると、申立人は同社の代表取締役として同年4月23日に行われた遡及訂正処理について少なからず認識していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っている者として自らの標準報酬月額に係る記録訂正を有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月から 37 年 8 月まで
② 昭和 37 年 8 月から 38 年 8 月まで
③ 昭和 38 年 10 月から 40 年 2 月まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②及びD社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各社ではトラックの運転手として勤務したので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元従業員は、「自分の結婚が決まって引っ越しをする際に、申立人に荷物を運んでもらった記憶がある。」と証言し、申立人も同様のことを述べていることから、期間は特定できないものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は当時の資料を保管しておらず、当時の状況を知る者も在籍していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて不明であると回答している上、当時の事業主及び社会保険と給与計算の担当者も死亡していることから、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

また、A社の元従業員に申立人と同職種であるトラックの運転手であった者の氏名を照会したところ、一人の氏名が挙げたが、同社に係る事業所別被保険者名簿に当該氏名は見当たらない。さらに、上記被保険者名簿において、当該期間に健康保険の整理番号の欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人はC社に勤務していたとしているが、同社は、既に解散し、事業主も所在不明であり、複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している

者がおらず、これらの者から申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

また、当該期間当時、C社において社会保険と給与計算の担当であった者は、「トラックの運転手は、出入りが激しかったので社員ではなかった。ある程度勤務した後、これからも勤務すると自己申告した者だけが社員となり、厚生年金保険に加入することになっていた。」旨証言しており、上記の従業員のうち二人も同社でトラック運転手として勤務したが、試験を受けて本採用になってから厚生年金保険に加入した旨証言していることから、同社では、申立人と同職種の者は一定期間後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿において、当該期間に健康保険の整理番号の欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立期間③について、複数の従業員の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 39 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③のうち同年 4 月 1 日から 40 年 2 月までは適用事業所となっていない期間である。

また、上述のとおり、D社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、D社の元従業員に照会したところ、5人が申立人と同職種であるトラック運転手であったと回答しており、他にトラック運転手であった者の氏名を照会したところ、新たに5人の氏名が挙げられたが、これらの者は上記被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿において、当該期間に健康保険の整理番号の欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年から28年まで
② 昭和28年から29年まで

A事業所に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人が、A事業所が所在していたとする地域を管轄する法務局に同事業所の商業登記の記録が無く、同事業所の代表者を確認することができない。

さらに、申立人は、A事業所における同僚3人の姓のみを記憶しているが、連絡先が不明なため、これらの者に申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人が、B事業所が所在していたとする地域を管轄する法務局に同事業所の商業登記の記録が無く、同事業所の代表者を確認することができない。

さらに、申立人は、B事業所の事業主及び同僚の氏名等を記憶しておらず、申立人の同事業所における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成9年5月末日に退職したい旨の退職願を提出し、受理されたはずである。また、同社に入社した昭和 57 年3月から退職した平成9年5月まで給与から厚生年金保険料が控除されていた。厚生年金保険料が控除されていたことを示す該当月の給料明細書と源泉徴収票を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には、平成9年5月末日に退職したい旨の退職願を提出し、受理されたはずである旨主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録並びにB社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「退職所得の受給に関する申告書」並びに申立人から提出のあった「平成9年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は同社を平成9年5月30日に退職したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第19条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第14条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人のA社における資格喪失日は、平成9年5月31日となることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

ちなみに、オンライン記録により、平成7年から11年までにA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した、申立人を含む36人のうち、雇用保険の離職日が判明した32人中、申立人を含む27人の厚生年金保険の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌

日となっていることが確認できる。

なお、申立人は、平成9年5月末日に退職したことを示す資料として同年5月分の給料明細書を提出しているが、B社は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除の取扱いが確認できる資料は保管しておらず、担当者も退職していることから、申立てに係る厚生年金保険料の控除については判断できない旨回答している。また、申立人がA社の経理・社会保険事務担当者であったとする者に照会したところ、回答のあった二人は、いずれも申立期間当時の厚生年金保険の取扱い及び申立人の退職日について、不明又は覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年5月から19年6月まで
② 昭和19年7月から同年10月まで

申立期間①については、A社が運行するB社所有のC丸に一等運転士として、申立期間②については、D社が運行するE丸に船長として乗船していた。両船とも陸軍の徴用船であったが、給料はA社及びD社から支給されており、Fを拠点に南方で物資等の輸送を行い、Gで燃料の補給を行っていた。船員手帳は空爆により焼失したが乗船していたことは間違いないので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された、当該期間中である昭和18年11月17日付けのH市政府発行の身分証明書により、申立人が同日時点において、I社の職員であったことが確認できる。このことについて申立人は、Fの港にC丸が入港しているときは、軍の命令によりI社で働いていた旨供述していることから、申立期間①の全てがC丸に乗船していた期間ではなかったことがうかがえる上、申立人は、船員手帳を所持していないため、その主張するC丸の乗船期間を特定することができない。

また、申立人は陸軍に徴用されたB社所有のC丸に乗船していたと主張しているところ、C丸は海軍の徴用船であることが喪失船舶一覧表の記録から確認できる。さらに、B社のC丸に係る船員保険被保険者名簿から、連絡先の判明した乗組員に当時の状況を照会したところ、C丸は、J沖で魚雷により沈没したが、乗組員は船員の他に海軍の軍人がおり、船長は申立人が主張する人物とは異なる旨供述している。

一方、申立期間①当時、外地であるK州Lに本店があり、M国のNに支店があった

○社が「C丸」という名称の船舶を複数隻所有し、外地で運行していたことが同社の社史から確認できる。また、内地においては、P市に本店を置くQ社が昭和16年2月に設立されていることが確認できる。

しかしながら、P市に本店を置くQ社に係る船員保険被保険者名簿からは、C丸及び申立人の名前は確認できないことから、申立人が乗船したとするC丸の船舶所有者又は運行事業者であるA社を特定することができず、C丸に係る船員保険の適用について確認することができない。

- 2 申立期間②については、E丸に係る船籍簿及び日本船名録から、E丸は個人所有の漁船であることが確認できるところ、船舶所有者の親族の供述から、E丸が陸軍に徴用され、外地(M国)で運行していたことは推認できるものの、申立人は船員手帳を所持していないためE丸の乗船期間を特定することができない。

また、上記親族は、船舶所有者は、当該期間に日本に帰国しており、E丸を運行していたのは申立人の主張どおりD社であり、同社の本店所在地はM国のR市であった旨供述しているところ、海運事業者要覧に同社の名前は無い。

さらに、上記親族が、機関長としてE丸に乗船したとする船舶所有者の弟について、E丸に係る船員保険被保険者記録を確認できないことから、E丸に係る船員保険の適用について確認することができない。

なお、当該期間当時、船員保険法が施行されていた区域は内地及びS、T、そして、K州船員保険令が施行されていたK州であるから、当該期間については、船員保険法の適用についても不明と言わざるを得ない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月11日から同年5月まで
② 昭和52年11月から55年9月まで
③ 昭和58年3月1日から同年11月まで
④ 平成4年9月26日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社又はC社に勤務した申立期間②及びD社（現在は、E社）に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間は正社員として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間④については、F社を平成4年9月25日に退職したが、厚生年金保険料は同年10月分まで控除すると言われた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和51年5月まで勤務していた旨申し立てているが、同社は、当該期間については、申立人を雇用していない旨回答しているところ、同社から提出のあった社員台帳等の人事記録によると、申立人の退職日は51年1月10日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、A社における当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間当時に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人と同じ勤務地だったとする一人は、自分が退職したのは昭和51年4月又は5月だったが、その2か月から3か月前に申立人は辞めていた旨供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間のうち昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 20 日までの期間及び 55 年 3 月 17 日から同年 4 月 30 日までの期間は B 社に、また、54 年 4 月 21 日から 55 年 3 月 16 日までの期間は C 社にそれぞれ勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B 社は昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社は、当該期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないため給与から厚生年金保険料の控除はしておらず、従業員には各自で国民年金に加入するよう指導していた旨回答している。

さらに、申立人が記憶していた上司は、B 社に勤務していた当該期間当時は国民年金に加入し、保険料を納付していた旨回答しているところ、オンライン記録から、同氏が同社に勤務していたと主張している全期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 61 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している人事責任者を含む複数の従業員が、同社が適用事業所になる前は国民年金に加入し、保険料を納付していた旨回答しているところ、オンライン記録からも同社が適用事業所となる以前は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

次に、オンライン記録によると、C 社は昭和 55 年 3 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち同日以前は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C 社は平成 20 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当時の事業主に文書照会を行ったものの、回答が得られず、給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、商業登記簿から C 社の関連会社であることが確認できる B 社の現在の人事責任者は、B 社と同様に C 社でも、厚生年金保険の適用事業所になる以前は、給与から厚生年金保険料の控除はしておらず、従業員には各自で国民年金に加入するよう指導していたと思ふ旨供述している。

加えて、申立人は、C 社における当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 3 月 7 日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、副支配人を含む複数の従業員が、同社が適用事業所になる前は国民年金に加入し、保険料を納付していたと回答しており、オンライン記録からも同社が適用事業所となる以前は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社に昭和58年11月まで勤務していた旨申し立てているが、E社は、当該期間については、申立人を雇用していない旨回答しているところ、同社から提出のあった申立人に係る社会保険台帳によると、申立人の退職日は58年2月28日と記載されていることが確認できる。

また、D社が加入していたG健康保険組合は、申立人は、昭和58年3月1日に被保険者資格を喪失しているところ、当該期間当時、被保険者資格の取得及び喪失の届出については、複写式の届出様式を使用しており、同健康保険組合から社会保険事務所（当時）に届出をしていた旨回答している。

さらに、D社が加入していたH厚生年金基金から提出のあった申立人に係る「加入員記録原簿」により、申立人の資格喪失日が昭和58年3月1日であることが確認できる。

加えて、D社に係る申立人の雇用保険の加入記録は、離職日が昭和58年2月28日となっているところ、「雇用保険受給資格者証」により、58年3月30日に求職の申込みが行われ、同年5月6日から90日分の基本手当が支給されていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人はF社に平成4年9月25日まで勤務していたが、厚生年金保険料は同年10月分まで控除されていた旨申し立てている。

しかし、F社に係る申立人の雇用保険の加入記録は、離職日が平成4年9月25日となっていることが確認できる。

また、F社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人は給与明細書等を保管しておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年12月から64年1月まで
② 平成元年1月から同年3月まで
③ 平成元年3月から2年4月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。上記三社に運転手として勤務していたことは確かなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る雇用保険の加入記録及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。しかしながら、A社は、当該期間に係る申立人の資料等を保存していないため、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、A社の現在の事業主は、新規採用をした従業員の厚生年金保険の取扱いについては、当時、会社の方針で採用後一定期間（1年から2年）は厚生年金保険に加入させず勤務の継続性等を確認した後、本人の希望を聞いてから加入させており、雇用保険のみ単独で加入させるケースは結構あった旨供述している。

さらに、A社に係るオンライン記録から、当該期間当時勤務が確認できる10人の従業員に、同社での厚生年金保険に関する取扱いについて照会したところ5人から回答があり、そのうちの一人は、当該期間当時、同社には、入社後ある程度様子をみてから厚生年金保険に加入させる試用期間があったと思う旨回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社にトラックの運転手として勤務していたと申し立てているところ、申立人が提出した同社の名称が入った家賃領収証とA社からB社への転職に至る申立人の具体的な供述により、当該期間のB社での勤務はうかがえる。

しかしながら、B社は、正社員については人事資料を保存しているので確認をしたものの、申立人の氏名は見当たらず、在籍について確認することができない旨供述している。

また、申立人は、B社での上司及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

そこで、B社に係るオンライン記録から、当該期間当時に勤務していた従業員 15 人に照会したところ、4人から回答があったものの、申立人を記憶している者は確認できない。

さらに、上記4人全員が、同社では運転手として勤務していた旨回答しているところ、そのうちの二人は、入社してから一定期間経過後（6か月から2年後）に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、C社からの回答により、申立人が当該期間当時、同社に正社員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年10月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない上、同社は、当該期間は社会保険に加入していない期間であることから、従業員の給与から厚生年金保険料の控除はしていない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は平成元年4月から2年4月まで国民年金に加入し、保険料は申請により免除となっている期間であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から39年1月11日まで
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与額に比べて低い。確認できる資料は無いが、給与は3万円くらいもらっていたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給与額は3万円くらいであった。」旨主張しているが、給与明細書、源泉徴収票等を保有しておらず、A社は、「申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額については、当時の資料が無く不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚3人については、オンライン記録の検索で本人を特定できず、連絡先が確認できないため、申立期間に係る報酬月額、厚生年金保険料控除額等について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員28人のうち、連絡先が判明した17人に照会し、11人から回答があったが、申立期間の給与明細書を所有している者はいなかったため、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

加えて、申立人と、入社年月日、勤務部署及び職種が同じであった従業員の一人は、「初任給は1万500円くらいであった。勤務部署は工場で、作業は分かっていたが、従業員は全員が工員であった。工員の作業内容による賃金差などは無かったと思う。」旨供述しており、当該従業員の給与支給額に見合う標準報酬月額は、当該従業員が被保険者資格を取得した昭和36年4月の標準報酬月額1万円と一致している。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 27 年 10 月から 28 年 8 月 1 日まで
②昭和 29 年 8 月 30 日から 33 年 4 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いが、当該期間に同社において勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨第三者委員会に申し立てたが、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により記録を訂正できないとの通知を受けた。今回、新たに、申立期間当時の状況が分かる元事業主の甥^{おい}が証言してくれるので、再度調査して申立期間①及び②も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の同僚として記憶している一人（後述の元事業主の甥^{おい}）の供述により、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができなかつた。

また、上記同僚の供述により、当該期間当時、A社においては見習期間が設けられており、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえた。

申立期間②に係る申立てについては、A社において一緒に勤務したとする他の同僚一人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間前に退職により被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できなかつた。

以上のことから、各申立期間について、平成22年7月14日付けで、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな証人としてA社の元事業主の甥^{おい}を挙げ、当時の状況について再調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社の元事業主の甥^{おい}は、前回、「私は昭和27年頃から、A社において、申立人と一緒に住み込みで勤務した。申立人の勤務期間のうち、最初の1年くらいは私が入社したときと同じレンガ積みなどの仕事をしていた。しばらくして、私と同じガス器具を作る仕事になった。私は入社してから6か月くらいは見習であった。見習期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨供述しているところ、今回は、「申立人は、A社に昭和28年頃から勤務したと思う。申立人の仕事の内容は、ガス炉及びガス器具の製作である。自分は入社してから約2年後に厚生年金保険に加入した。」旨回答しており、回答内容に齟齬^{そご}がみられる。

また、上記のとおり、回答に齟齬^{そご}が生じていることについて、元事業主の甥^{おい}の妻は、「夫は、最近、前の日のことも覚えていないことがある。前回、話した際に答えた内容が正しいと思う。」旨供述している上、今回、元事業主の甥^{おい}から得られた回答からは、申立人の申立期間における勤務状況、厚生年金保険料控除等に係る新たな事情はうかがえない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月末頃から36年12月末頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の代表者は既に死亡している上、その子で現在の代表者は、「当時の申立人に係る人事関係書類は見当たらず、当時の厚生年金保険の取扱いを知る者はいないため、申立人の勤務実態及び当社が申立てどおりの届出を行ったかは不明である。申立期間に申立人が勤務して加入記録が無い場合に、それが当社の手続漏れか本人の希望によるものか等は不明であるが、会計事務所に経理等を委託していたので、保険料を控除したにもかかわらず加入していないことは考えられない。」旨供述しているなど、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人が昭和32年5月頃から同年12月頃まで本店で勤務していたのは覚えているが、申立人と同職種の仕立部の者は出来高給で事務担当者の負担が大きく、同年1月頃に全員が厚生年金保険の資格を喪失させられた。」旨回答し、また、別の元従業員は、「申立人が勤務していたのは覚えているが、その期間までは覚えていない。」、「厚生年金保険の加入は強制ではないが希望を事務員に聞かれた。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認することができない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、遡及訂正等の不自然な点は見当たらず、

上記複数の元従業員の資格取得日について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿それぞれの記録は一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時、A社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月10日から39年4月1日まで
② 昭和39年6月15日から40年4月1日まで
③ 昭和40年4月1日から41年7月25日まで

平成14年12月頃、60歳になる前に、社会保険事務所（当時）で自分の年金記録を確認したとき、脱退手当金の支給記録が、申立期間①については、昭和39年、また、申立期間②及び③については、42年と2回有ることを初めて知った。しかし、39年にA社を、また、41年にB社C支店を退職する際、いずれも脱退手当金についての説明を聞いた覚えは無いし、お金も受け取った記憶も無いので、脱退手当金については、2回とも受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録において、申立期間①に係る脱退手当金が昭和39年6月9日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間①において勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である39年4月1日の前後各2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む24人中16人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む10人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定記録のある複数の元従業員は、「会社が脱退手当金の手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失

日である昭和 39 年 4 月 1 日から 2 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間①に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②及び③については、申立人は、オンライン記録において、申立期間②及び③に係る脱退手当金が昭和 42 年 1 月 6 日に支給決定されていることが確認できる
ところ、申立人が申立期間③において勤務していたB社C支店に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 7 月 25 日以降おおむね 4 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む 23 人中 11 人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 9 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある元従業員の一人は、「会社が脱退手当金の手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記B社C支店に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②及び③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間②及び③に係る脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、厚生年金保険被保険者であったとは認められず、また、申立期間②から④までについては、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から28年8月1日まで
② 昭和29年7月1日から同年9月1日まで
③ 昭和31年3月20日から32年5月1日まで
④ 昭和38年3月20日から39年1月10日まで

私は年金の受給権が無いが、周囲から「そんなバカなことは無い。」と言われたため、平成21年頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。申立期間には、A保健所、B社及びC社にそれぞれ勤務しており、転職時には間を空けずに勤めていたはずである。厚生年金保険料は、それぞれの事業所において給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A保健所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、昭和29年に改正される前の厚生年金保険法においては、地方公共団体の事務所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とはせずと規定されていたことから、申立期間①当時A保健所に勤務していたとする申立人は、同保健所において厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

2 申立期間②及び③については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年9月1日であり、申立期間②については、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認

できる。

また、B社の業務を継承するD社では、申立期間②及び③当時の資料を保管していないとしている上、当時B社に勤務していた複数の従業員からも、申立人が当時同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったため、申立人の申立期間②及び③における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間④については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

そして、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間④のうち、昭和39年1月1日から同年1月10日まではC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及びC社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年10月1日であり、申立期間④のうち、同年3月20日から同年9月30日までについては、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社では、申立期間④当時の資料を保管していないとしている上、当時同社に勤務していた複数の従業員からも、申立人が申立期間④において同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったため、申立人の申立期間④における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
平成 17 年頃、標準報酬月額の約 15%が厚生年金保険料と知り、自分の控除額が大幅に違っていたので、会社に聞いたところ、他の社員の中に手取りが多い方が良いという方もいるので、標準報酬月額を 10 万円減じて保険料を納めているとのことだった。私は会社側に過去に遡って訂正を求めたが、検討すると言ったままで、放置され、平成 20 年 10 月から適正に控除されるようになった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書により、申立期間の報酬額、控除されている厚生年金保険料等を確認した結果、申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このため、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。